

vol.

発行 島根県人権啓発推進センター

「りっぷる」は英語で「さざなみ」という意味を持っています。 この広報誌によって人を大切にする心や 思いやりの輪が、さざなみのように広がっ てみんなの心に届くように願っています。



特集 障害

人とのつながりを光に

自死によって大切な人を 失われた方の回復を願って

多重債務

表紙オブジェ

題名「さかな」

寸法 71 cm ×32 cm (台座部除く)

作者 平成13年度島根県立盲学校 中学部3年 尾島栄子

解説 尾島さんが中学部3年生のときに美術 の授業で制作しました。胴体中央部に あえて口を付けたのは彼女の感じた イメージです。

様人とのつながりを光に

尾島栄子

私は1歳の時に、病気で目が全く見えなくなり ました。色も光も見えません。皮膚で、太陽の光 を感じます。

幼稚園に上がるまでは、ライトハウス児童寮で 日常生活の訓練を受けました。(現在は島根県立盲 学校の「ひよこ教室」で同様の支援が行われてい る) また、盲学校の小学部で始める本格的な点字 の勉強に備えて、手の感覚を鍛える訓練もしまし た。好奇心が強いうちに鍛えることが大事だそう で、園でも、自宅でも、手の感覚を鍛える訓練を しましたが、私は特に、お菓子の箱、シャンプー の容器、飲み物のボトルのパッケージを言い当て ることが得意でした。

当時、受け入れてもらえる幼稚園は母衣幼稚園 だけだったので、校区外から通うことにしました。 一般の子供たちの中に入って初めて、自分が他の 子供たちと違って思うように動けないことに気が



つきました。しかし、できるかぎり、みんなと同 じように遊ぼうとし、すごろくも、書いた線が浮 き上がるペンでマス目を書いてもらって、友達と 遊びました。

卒園後は、島根県立盲学校の小学部に入学しま した。指先の感覚を鍛える訓練をして、点字の読 み書きを始めましたが、すらすらと読めるように なるには数年かかりました。点字が読めるように なると、どんどん本を読みました。体育の時間には、 マット運動や跳び箱、水泳やスキー、スケートな どをしました。休憩時間には、友達と点字が付い たカードゲーム、コマの黒面に触って分かるしる しの付いたオセロゲームなどで遊びました。盲学 校に通っているとどうしても、自分が暮らしてい る地域の人や同世代の子供たちとのかかわりが少 なくなるので、大人になってからの人との付き合 いに不安を感じることがないよう、自分が住んで いる地域の小学校や盲学校の近くの小学校に時々 通ってみんなと同じように勉強したり、体育祭や 音楽会に参加したりしました。これらの交流を通 じて、今でも声をかけてくれる多くの友人が出来 ました。

学校以外では、水泳とピアノを習いました。幼 稚園の友達が習い事をしていることを聞き「私も 何か習いたい」と思ったのですが、当時は、障害 者が通える教室や習い事の情報を入手するのはと ても大変で、探すのに苦労しました。水泳は、身 障者のコースに所属し、私の得意なスポーツとな りました。ピアノは、やればやるほど楽しくなって、 どんどん好きになり、今では私の一番の楽しみで

松江市役所で職員対象に開催されたバリアフリー講習会で講師役を務める 展島さん。写真は「手引き(視覚障害のある人に状況の変化を言葉で伝えながら肘や肩を持ってもらって案内する誘導方法)| の講習の様子。

す。水泳とピアノを通じても、多くの知り合いが 出来ました。

小学部高学年の時、大学進学を意識しはじめ、 先生から大学についての資料をいただきました。 私は、勉強するのにもほかの人より時間がかかり ます。目標に向かって、人よりずいぶんと早くか ら準備をしなければなりませんでした。中学部に 入学すると、しばしば先生や家族と「何になりた いか」、「どんな学校に行けばいいのか」何度も話 をしました。盲学校に通う生徒が大学進学を目指 す場合、多くの人が筑波大学付属視覚特別支援学 校の中学部あるいは高等部へ入学し、徹底した受 験教育を受けます。そして、ほとんどが首都圏の 大学へ進学し、そのまま都市部で就職します。筑 波大への進学を考えた時期もありましたが、地元 島根で就職したかった私は、少しでもその可能性 が高いと思われる地元の大学へ進学したいと思う ようになりました。県立盲学校から地元の大学へ 進学した生徒はそれまで一人もおらず、また地元 の大学にも視覚障害者が入学したことはなく、難 しいことがたくさんありましたが、盲学校の先生 をはじめ、たくさんの方に支えてもらい、高等部 2年生の時、島根県立女子短期大学(現在の県立 大学短期大学部松江キャンパス) への進学を決心 しました。

その後も、入学までには、たくさんの方からの 協力や支援をいただきました。大学入学にあたっ ては、点字ブロックや点字ブロックと同じ役割を するゴム製マット、点字シールなどの設備を用意 していただき、盲学校の先生方には、大学へ出向



職場でのパソコン作業の様子 写真中キーボード手前にあるのが触覚ディスプレイ

いて視覚障害者についての説明をしていただきま した。そして、入学してからもずっと、いろいろ な方に支え続けていただきました。

点訳ボランティアの方に作っていただいた点字 教科書を使って勉強していましたが、専門的な本 や冊数が多い時などは、県外の点訳ボランティア の方にも協力していただきました。当日に配布さ れるプリントを使う授業では、講義ボランティア の方に授業に付き添ってもらいプリントを読んで いただきました。先生には、板書の内容を読んで いただいたり、授業で使う資料を事前に送ってい ただきました。ノートを取ったり、レポートを書 いたり、先生やボランティアの方とメールのやり 取りをするために、音声で画面を読み上げるプロ グラムの入ったパソコンは必需品で、このパソコ ンは、今でも職場での仕事に欠かせない道具となっ ています。

大学生活では、人間関係を広げるため、サーク ル活動やキャンパス外での研修にも積極的に参加 しました。友達と食事をしたり、カラオケに行っ たりもしました。友達と連絡を取ったり、瞬時に 情報を手に入れたりするのに、読み上げ機能付き の携帯電話は手放せないものでした。

楽しい大学生活はあっという間に過ぎ、卒業後 の進路について考える時期が来ました。障害者の

特集 人とのつながりを光に

ための就職サイトに登録して情報を得たり、ハロー ワークに行ったりと就職活動もしました。ジョブ カフェでカウンセリングや履歴書の書き方を指導 していただき、初めての面接も安心して受けるこ とができました。

しかし、就職先は見つからないまま卒業を迎え ました。卒業してしばらくすると、不安になって きましたが、何をしたらいいのかわかりません。 ハローワークで紹介されて、障害者職業支援セン ターにも行き、いろいろとアドバイスを受けまし た。何か勉強したいと思って、ライトハウス・ラ イブラリーが開講しているパソコン講習会にも通 いました。そしてそこで、偶然、現在の職場であ る「NPO 法人プロジェクトゆうあい」の理事長で、 私と同じ視覚障害を持つ三輪さんと出会ったので

今の私の仕事は、主に、「触覚ディスプレイ」と いう図形を浮き出すことができる機械やラジオを 使った音声案内の PR をしたり、ホームページや 点図のチェックをすることなどです。最近は、バ リアフリー講習会を開催したり、研修会などに講 師として招いていただいたり、さまざまな経験を させてもらっています。

職場の同僚には、私のように視覚障害や聴覚障



はとても多く、種類や程度など自分と違う障害や 障害を持つ人たちについて、よく考えるようにな りました。また、この仕事についてから、点字が 付いた商品やユニバーサルデザインの商品に対し て、以前より関心が高まり、自分の普段の生活や 視覚障害者に便利な機器について、ブログの中で 紹介するようになりました。これについて、たく さんの方からコメントをいただき、とても嬉しく 思っています。

ドを通す場所がわからない時や空いている席が見 つけられない時、運転手さんやお客さんのサポー トを受けることがあります。バス停から職場まで は白杖を突いて歩きますが、歩いていて困った時 は、見知らぬ人にいつも助けられています。

ンティア、そして地域の方々など本当に多くの人 達に助けられ支えられて、地域の中で生きてくる ことができました。これからも、多くの人達への 感謝を忘れず、地域との関わりと人とのつながり を大切にして生きて行きたいと思っています。

NPO 法人プロジェクトゆうあいのご紹介

すべての人が情報化社会に参加できる環境づくりのお手伝い、障害者が自立して自由に、かつ豊か に暮らせる生活環境の実現、さらに環境保全に寄与する事を目的として、人にやさしいまちづくり、 共に暮らし共に生きるまちづくりを目指し、様々な事業を展開しています。

NPO 法人プロジェクトゆうあい

〒690-0887 松江市殿町 8-3 島根県市町村振興センター 2F TEL/FAX 0852-32-8645 E-mail info@project-ui.com HP http://www.project-ui.com

害のある職員が何人かいます。彼等から学ぶこと

職場には一人でバスで通っていますが、バスカー

私はこれまで、家族や友人、学校の先生やボラ

自死によって大切な人を失われた方の回復を願って

バンと体の相談センターの紹介

当センターは、身体障害者福祉法にもとづく身体障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者に関する法律 にもとづく精神保健福祉センター、知的障害者福祉法にもとづいて児童相談所に併設されていた知的障害者更 生相談所の3機関を統合して、平成17年4月に松江市東津田町のいきいきプラザ島根の2階に開設されました。 業務の概要は以下のとおりですが、簡単にご理解いただくためには、障害者福祉に関する業務に精神保健(心 の健康) の業務をプラスしていると言えばいいでしょうか。

「業務概要〕

- ○障害者及び精神保健に関する相談と指導のうち、専門的な知識や技術を要するもの
- ○障害者の医学的、心理学的、職業能力に関する判定
- ○障害者の手帳の判定と交付
- ○補装具と更生医療の判定
- ○自立支援医療費 (精神通院医療) の支給認定
- ○市町村が行う自立支援給付業務の技術的な支援
- ○精神保健福祉に関する知識の普及啓発や調査研究
- ○精神医療審査会の事務局
- ○高次脳機能障害者支援事業の県支援拠点

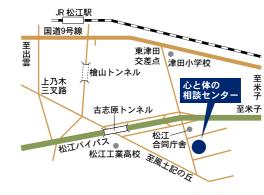
[所在地と連絡先]

〒 690-0011 松江市東津田町 1741 番地 3 (いきいきプラザ島根 2F)

TEL 代表 0852-32-5905 心のダイヤル 0852-21-2885、 自死遺族のための相談専用ダイヤル

0852-21-2045 FAX 0852-32-5924

HP http://www.pref.shimane.lg.jp/kokoro/



バンの健康を保持・増進するために

たとえば自殺は、さまざまな要因によって心理的に追い込まれた末の死と言われます。自殺の直前には 90%以上の人がうつ病やアルコール依存など何らかの精神疾患にかかっていたという報告もありますし、自殺 した人の半数以上がうつ病だったという調査もあります。最近、うつ病は心の風邪とも称され、誰もがかかり うる身近な心の病気としての認識が高まっていますが、自殺予防のためには、うつ病の早期発見と早期治療・ ケアが重要です。

心の健康を保持・増進するためには、自らが上手に休養やストレス解消を行うことも必要ですが、心の不調 に早く気づき、早く相談や治療を受けることが大切です。独りで悩まないで身近な誰かに早く相談すること、 周りが気づくこと、一緒に問題の解決を考えること、そして心の健康に関する相談や精神科治療をご自分や大 切な人のために利用することが大切です。

当センターでは、心のダイヤル 0852-21-2885 を開設して、精神保健福祉士、心理判定員、保健師、精神科医 師が電話相談と来所相談にあたっています。また、お近くの精神科医療機関や保健所・市町村の保健師さんな どの専門機関を紹介することもできますので、お気軽にご利用いただきたいと思います。

自死によって大切な人を失われた方の回復を願って

島根県における自殺対策について

全国の自殺者数は平成10年から毎年3万人を超え、年間交通事故死者数の4~5倍に達しています。特に 男性の働き盛りの世代での増加が顕著であり、自殺を予防するためには社会全体での取り組みが必要なため、 国は平成18年6月に自殺対策基本法を制定し、平成19年6月に自殺総合対策大綱を閣議決定しました。



島根県の自殺者数は、平成8年以降毎年200人を超えて推移し(図1)、自殺死亡率(人口10万人当たりの年間自殺者数)は全国高位に位置しています。また、男女別年齢階級別自殺死亡率(図2)について島根県と全国

を比較すると、男性はどの年齢階級において も高く、女性は50歳代後半と70歳以上が高 くなっています。

県は地域の実情に即して自殺予防対策を進 めるために、平成17年度から保健所を中核と して圏域自殺予防対策連絡会を設置しました。 しかし、自殺対策の推進には、うつ病対策を 中心とした心の健康問題としての取り組みだ けでは不十分であり、多重債務、失業、過重 労働、過重介護、いじめなどのさまざまな社 会的要因に対する取り組みを進める必要があ ります。このため地域、医療、職域、法律、 学識経験者、行政等の代表者で組織された島 根県自殺総合対策連絡協議会で、総合的な施 策や方針について検討が行われ、その結果を 受けて県は平成20年3月に、今後5年間の具 体的な取り組みや数値目標を盛り込んだ島根 県自殺対策総合計画を策定しました。以下の 9つの柱から構成されていますが、詳しくは県 障害者福祉課のホームページをご覧ください。



- 1自殺の実態を明らかにする
- 2県民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- 3早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する
- 4心の健康づくりを進める
- 5 適切な精神科医療を受けられるようにする
- 6社会的な取組みで自殺を防ぐ

7自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ 8遺された人の苦痛を和らげる

9民間団体との連携を強化する

島根県健康福祉部障害者福祉課の

ホームページアドレス

http://www.pref.shimane.lg.jp/shogaisha/

自死遺族のための相談窓口の開設

1件の自殺によって強く影響を受ける人が最低でも5人はいると言われます。

強い絆のあった人が自らの手で命を絶つと、遺された人は嵐のような感情に襲われます。「頭の中が真っ白になってしまった」「自殺ではない、事故死だ」「どうして自殺を防ぐことができなかったのだろう」「最後に会ったときの服装、表情、言葉がよみがえってくる」「町で同じ年代の人を見かけると、亡くなった人を思い出す」「あれほど上司に頼んでいたのに、何もしてくれなかった」「家族を残して、ひとりで命を絶ってしまうなんて」「周囲から責められる気がする」「これから何を支えに生きていこうか」「子どもたちに、どう説明したらよいだろうか」このようなさまざまな強烈な思いが襲ってきます。ところが、自殺に対する偏見が強いため、「こころの傷を癒すのは時間が経つことだけだ」「そっとしておくのが一番だ」といった考え方がこれまでは一般的でした。たしかに多くの人は時間とともに、こころの傷から立ち直っていくかもしれません。しかし、そのような幸運な人ばかりではないのです。遺された人が心身の不調をきたすこともめずらしくありません。

たとえば、うつ病(気分が沈む、自分を責める、仕事の能率が落ちる)、パニック障害(突然の動悸、過呼吸、めまい)、PTSD(心的外傷後ストレス障害:恐ろしい場面が突然現れる、神経過敏になる、人を避けて引きこもる)などになり、専門的な治療が必要になることもあります。アルコール依存症や薬物乱用になる可能性もあるのです。また、こころと体は密接に結びついているので、身体の問題が出てきても不思議はありません。たとえば、ご主人を亡くして半年もしないうちに、乳がんが発見された人や、持病の喘息が悪化した人もいます。

平成19年度厚生労働科学研究費補助金(こころの健康科学研究事業)「心理学的剖検データベースを活用した自殺の原因分析に関する研究」より引用 心と体の相談センターでは、本年2月より自死遺族のための相談窓口を開設しました。

○相談専用ダイヤル: 0852-21-2045

自 死遺族のつどいの開催

NPO 法人自殺対策支援センター ライフリンクは、「生き心地の良い社会」の実現をめざし、国と連携して自殺対策を牽引しています。ライフリンクは、自死遺族のつどいを「自死遺族が安心して自らの痛みと向き合うことのできる分かち合いの場を提供し、そこにつどう一人ひとりがそれぞれのペースで回復することを支えるグループ」と定義しています。分かち合いのためのつどいは全国的にも始まったばかりですが、県内では当センターが本年3月から、奇数月の土曜日あるいは日曜日の午後に開催しています。ライフリンクの中心的メンバーでもあり、埼玉県からお越しいただいているファシリテーター(*)と日程を調整して次回の開催日を決めています。個別の相談はもとより、つどいについても相談専用ダイヤル 0852-21-2045 にお問い合わせください。つどいの輪が県内各地に広がり、また自助グループも立ち上がって、自死遺族支援のための活動が発展することを願っています。お一人おひとりが回復を信じて、ぜひつどいにご参加いただきたいと思います。

(*) ファシリテーターとは、住民参加型のまちづくり会議やシンポジウム、ワークショップなどにおいて、議論に対して中立な立場を保ちながら話し合いに参加し、議論をスムーズに調整しながら合意形成に向けて深い議論がなされるよう調整する役、これを行う人。(出典:フリー百科事典『ウィキペディア(Wikipedia)』)

6 りっぷる 2008 vol.9

多重債務

はまだ市民総合法律事務所 弁護士 田 上 古 士



はじめに

明確な定義があるわけではないが、多重債務とは、 「借金するか、または保証人になるなどして、自らの 収入だけでは返済不能な額の債務を負っている状態」 をいうと思われる。実際、私の事務所に相談に来られ る多重債務者の方々は、「もう払えない」と追い詰め られた表情で話されることが多い。

しかし、実際に相談を受け、債務額を調査してみると、逆に多額のお金が貸金業者から返還されたり、債務の額が著しく減少し、債務者の収入だけでも完済できるようになることも少なくない。では、なぜこのようなことが起きるのか。それは、サラ金、商工ローンといった貸金業者は、グレーゾーン金利(詳細は後述)、換言すれば実質的に違法な金利を徴求していたからである。

グレーゾーン金利

わが国の金利規制は、まことにややこしい。まず、 利息制限法という法律があり、利息を制限している。 この法律は、お金の貸借の利息は、元金が10万円未満 であれば年2割まで、元金が10万円以上100万円未満で あれば年1割8分まで、元金が100万円以上であれば年1 割5分までであり、これを超える契約をしても無効であ るとして利率に上限を設けている(利息制限法1条1項)。

ところが、昭和58年11月1日に施行された貸金業法

の43条により「みなし弁済」という制度を設け、登録した貸金業者に限り、①17条書面の交付、②18条書面の交付、③利息としての任意の支払いの3つの要件を充たせば、利息制限法の制限を超える金利を契約し、これを取得することができるとされた(詳細は後述)。さらに、金利規制については出資法という法律があり、貸金業者の場合、利息が年29.2パーセント(この割合は、段階的に引き下げられてきている)を超えると、実際に支払いがなくても契約しただけで刑事罰が科されることになっている。このため、貸金業者のほとんどが、「みなし弁済」が成立すると主張して、出資法の制限ぎりぎりの高金利で貸付けを行ってきた。このことは、テレビ、ラジオ、雑誌等で広くコマーシャルをしている業界を代表するような大手の消費者金融業者や商工ローン業者でも何ら異なるところはない。

ちなみに、この利息制限法の上限金利を超過するとともに出資法の制限金利の範囲内に収まる金利は、原則として民事上違法かつ無効であるが、登録された貸金業者に限り例外的に取得が認められることがあるとされていたので、一般に「グレーゾーン金利」と呼ばれてきた。

グレーゾーン金利の取得は 認められない

しかし、貸金業者が「みなし弁済」の成立の要件を 具備することは現実にはほとんどありえないことが、 判例の積み重ねにより明らかとなってきた。

まず、17条書面の交付の要件であるが、これは貸金 業者に対し貸付契約書の交付を要求したものである。 ただし、貸付契約書であれば何でも良いというわけで はなく、その記載事項が貸金業法17条によって詳細に 規定されており(このために「17条書面」と呼ばれる)、 かつ、貸金業者はその顧客に対し「遅滞なく」交付し なければならないとされている。

次に、18条書面の交付の要件であるが、これは貸金 業者に対し顧客から弁済を受けた際の受取証書の交付 を要求したものである。ただし、17条書面と同様、記載事項が貸金業法18条によって詳細に規定されており(このために「18条書面」と呼ばれる)、かつ、貸金業者はその顧客に対し「その都度、直ちに」交付しなければならないとされている。例えば、債務者が銀行のATMから貸金業者の口座に振り込んで返済をすれば、それだけで貸金業者はグレーゾーン金利を取得できなくなる。銀行のATMから出てくる利用明細書は、貸金業法18条の記載事項を全て網羅していることはありえないから、18条書面とは認められないし、また、「直ちに」と規定されている以上、振込みと同時に交付されなければならず、貸金業者が振込確認後に18条書面を発送しても手遅れだからである。

これらに加えて、最高裁は、利息としての任意の支 払いの要件に関して、貸金業者が一般に契約に盛り込 んでいる「元金又は利息の支払いを遅滞したとき(中 略) は催告の手続きを要せずして期限の利益を失い直 ちに元利金を一時に支払います」といった趣旨の期限 の利益喪失約款について、利息制限法を超過した部分 の利息は本来無効であるからその支払いを怠っても期 限の利益を失うことはないところ、かかる期限の利益 喪失約款は「債務者に対し、支払期日に約定の元本と 共に制限超過部分を含む約定利息を支払わない限り、 期限の利益を喪失し、残元本全額を直ちに一括して支 払い、これに対する遅延損害金を支払うべき義務を負 うことになるとの誤解を与え、その結果、このような 不利益を同避するために、制限超過部分を支払うこと を債務者に事実上強制することになる」として、利息 としての任意の支払いとは認められないとした。前述 のように貸金業者が契約書に期限の利益喪失約款を設 けないことなど通常はありえないので、その後一部の 貸金業者が記載方法に工夫を凝らすようになってはい るが、少なくとも平成18年1月13日以前の契約につい ては、貸金業者がグレーゾーン金利を取得することは 認められないことになったのである。

ところで、取得が認められないグレーゾーン金利は、 貸付元本が残っている状態であれば、元本に充当され る。そして、元本充当の繰り返しにより元本が消滅し た後、なお返済という名目で貸金業者に金銭を交付し 続けた場合、その金銭はいわゆる「過払金」として返 還請求できる。貸金業者との取引に関して債務整理を した場合に、金銭の返還が受けられたり、あるいは債 務が激減するのは、このような仕組みによるのである。

なお、貸金業者は法律上取引履歴の開示義務を負う ので、契約書や受取証書を保管していなくても、弁護 士や司法書士への依頼に特に支障はない。

島根県(特に西部地域)における グレーゾーン金利問題の現状

私が島根に来て最初に過払金を取り戻したのは平成17年6月10日であるが、それから取り戻した過払金の額は、19億1646万9203円に達した(平成20年8月31日まで)。この額がすべて島根県西部というわけではないが、7割程度はそうであろう。中には借金が帳消しになっただけでなく、1000万円以上の過払金が返ってきた方もいる。現在も数多くの訴訟案件を抱えており、この額は今後もしばらくは増え続けるであろう。

多重債務の相談を続けてきて、私が以前にいた福 岡県と比べると、島根県の多重債務には、①過払い 訴訟1件あたりの平均訴額が大きい、②貸金業者との 取引が著しく長い、といった特徴がある。私はその原 因は、島根県はどちらかと言えば田舎であるため、① 相対的に県民がまじめで正直であり、真摯に返済して きた、②県内に家族や親戚が居住していることが比較 的多く、多重債務者を家族や親戚で援助してきた、③ 自分で食料を自給したり、あるいは家族や親戚、知人 などからおすそ分けのような形でもらうこともあって か、収入の大部分を返済に充てても何とか生活できて きた、④多重債務問題は弁護士や司法書士に相談すれ ば解決できることが知られていない、⑤弁護士や司法 書士に相談しようにも、多重債務問題に詳しい弁護士 や司法書士がいなかったか、あるいは誰が詳しいのか 分からない、また、相談料や着手金がいくらかかるの か分からず、怖くて相談できない、といったさまざま な要因が複合したところにあるのではないかと考えて

しかし、島根県、特に石見地方の多重債務問題を 語るとき、昭和58年の山陰大水害の影響は否定できない。この水害は、家屋が丸ごと濁流に押し流されたり、 107名もの死者が出るなど、未曾有の大惨事であった



多重債務

が、私の事務所ではこのころからの取引を目にすることも少なくない。また、山陰大水害によって流出した 土砂により、アワビやサザエの漁獲が未だに十分回復 していないとの話も聞いたことがある。山陰大水害は、 いまだに石見地方に傷跡を残しているのである。

人権侵害としての多重債務問題

私は弁護士として、現在の多重債務問題は人権侵害、 それも極めて重大な人権侵害であると断言する。

その理由として、まず、多重債務問題による弊害が極めて重大であることが挙げられる。単に多重債務者の生活が苦しくなるのみならず、家庭崩壊、自殺、犯罪、ホームレス化など、多重債務を原因とした悲劇が繰り返されている。それだけではない。多重債務者は税金等の納付よりも貸金業者への返済を優先する。このため、社会保険料の未納により多重債務者が必要な医療を受けられなかったり、行政サービスの低下をもたらし、すべての国民及び地域住民まで被害を被ることになる。

そしてこの人権侵害は、貸金業者の違法ないし不当 なビジネスモデルによって引き起こされている。貸金 業者の多くは、「無理のないご返済を」などいかにも 親切そうに装っているが、月々の返済額を抑えるとい



うことである。ちなみに、平成12年1月1日に50万円を年29.2パーセントの約定利率で借りたとする。毎月1万5000円ずつ返済していくとすると、返済回数は70回であり、完済は5年10ヶ月後で、完済までに支払うべき金銭は合計して104万0446円となる(図1)。毎月の返済額を1万3000円に抑えると、一見返済が楽になるようだが、実際は返済回数は115回であり、完済は9年7ヶ月後で、完済までに支払うべき金銭は合計して148万7233円に達してしまう(図2)。貸金業者はできるだけ元本の返済を受けない方がより多くの利益を期待できるのである。このように元本を返済させずに長期間に渡って高利の利息を支払わせる仕組みを、金融ジャーナリストの須田慎一郎氏は、その著書「下流喰い」の中で、「悪魔的ビジネスモデル」と喝破している。

返済シミュレーション

(図1) 返済月額 1万5000 円の場合 借入金額50万円、約定利率 29.2%

回数	年月日	返済額 ┌	지 후 · · · · ·		残元金
奴			利息	元金	
	H12. 1. 1				500,000
1	H12. 2. 1	15,000	12, 765	2, 235	497, 765
2	H12. 3. 1	15,000	11, 516	3, 484	494, 281
3	H12. 4. 1	15,000	12, 224	2, 776	491, 505
4	H12. 5. 1	15,000	11, 763	3, 237	488, 268
5	H12. 6. 1	15,000	12, 075	2, 925	485, 343
6	H12. 7. 1	15,000	11,616	3, 384	481, 959
7	H12. 8. 1	15,000	11, 919	3, 081	478, 878
8	H12. 9. 1	15,000	11, 843	3, 157	475, 721

合計		1, 040, 446	540, 446	500,000	
70	H17. 11. 1	5, 446	131	5, 315	0
69	H17. 10. 1	15,000	476	14, 524	5, 315
68	H17. 9. 1	15,000	843	14, 157	19, 839
67	H17.8.1	15,000	1, 185	13, 815	33, 996
66	H17.7.1	15,000	1, 472	13, 528	47, 811
65	H17. 6. 1	15,000	1,847	13, 153	61, 339
64	H17.5.1	15,000	2, 097	12, 903	74, 492
03	7111.9.1	13,000	2, 417	12, 323	~31,333

(図 2)

返済月額 1万3000 円の場合

回数	年月日	返済額		残元金	
		区何朝	利息	元金	双儿亚
	H12. 1. 1				500,000
1	H12. 2. 1	13, 000	12, 765	235	499, 765
2	H12. 3. 1	13,000	11,562	1, 438	498, 327
3	H12. 4. 1	13,000	12, 324	676	497, 651
4	H12. 5. 1	13,000	11,910	1,090	496, 561
- 5	H12. 6. 1	13, 000	12, 281	719	495, 842
- 6	H12. 7. 1	13,000	11,867	1, 133	494, 709
. 7	H12. 8. 1	13,000	12, 235	765	493, 944
- 8	H12. 9. 1	13, 000	12, 216	784	493, 160

108	M21.1.1	13,000	Z, 154	10,846	76,256
109	H21. 2. 1	13,000	1,891	11, 109	65, 147
110	H21.3.1	13,000	1, 459	11,541	53,606
111	H21. 4. 1	13,000	1, 329	11,671	41,935
112	H21. 5. 1	13,000	1,006	11,994	29, 941
113	H21. 6. 1	13,000	742	12, 258	17,683
114	H21. 7. 1	13,000	424	12, 576	5, 107
115	H21.8.1	5, 233	126	5, 107	0
合計		1, 487, 233	987, 233	500,000	

さらに貸金業者は、何かと機会を捉えて貸付額を増やそうとする。以上のような取引の長期化、取引の拡大化があると、貸金業者の顧客のうち、もともと収入の少ない者は、恒常的に家計を圧迫された状態となり、病気など急な出費があると他の貸金業者から借りて凌ぐしかないような状態に追い込まれる。このような悪循環が繰り返され、新たな多重債務者が生み出されるわけである。

貸金業界のモラルハザードも深刻である。グレーゾーン金利の取得が認められるには、利息としての任意の支払いでなければならず、暴力的な取立てなどありえないはずなのに、暴力的な取立ての報告が後を絶たない。最近でも、平成18年4月14日、サラ金大手の1つであるアイフルに対し、違法な取立行為等を理由に金融庁が全店営業停止の行政処分を下している。

また、貸金業法はその附則6条で、貸金業法施行より前に成立していた利息の契約については同法43条の適用がないと規定している。すなわち、昭和58年10月31日までに開始していた取引については、貸金業者にグレーゾーン金利の取得の余地はない。しかし、貸金業者の多くが平気で昭和58年10月31日以前からの取引についてもグレーゾーン金利を徴求し続けてきた。このような事案について、名古屋高等裁判所は今年の2月27日に不法行為の成立を認める判決を下している。

さらに、貸金業者は競馬場やパチンコ店などギャンブル施設の近隣に店舗やATMを設けることが少なくなく、私が居住している益田市では、場外馬券売場と大きなパチンコ店がある高津地区に、サラ金のATMが集中している。サラ金業者は、明らかに競馬客、パチンコ客を有力な取引先として認識しているのである。のみならず、数年前、複数の大手サラ金業者の中には、「たまにはババンと!」とか、「お金はないけど見栄はある!」というキャッチフレーズでテレビコマーシャルを流し、あからさまに浪費をあおっていた会社すらある。

極めつけは、貸金業法改正で禁止された消費者信用 団体生命保険である。この保険は、債務者が死亡した 場合には貸金業者が受け取る保険金を債務に充当し、 債務を消滅させる趣旨の保険であるが、自殺の場合で も保険金が支払われるため、貸金業者の取立てをエス カレートさせる危険があった。実際、債務者の女性の 自殺後に利息制限法に基づいて適法な債権債務額を計 算し直したところ、債務はすでに完済されていたことが 判明したという悲惨な事件も報道されている。

救済の視点

多重債務の相談を受ける際、常に念頭に置かなければならないことは、債務者にも生存権が保障されるということである。憲法25条1項は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定しているが、私はこの条文は衣食住が確保された生活を保障するものであると考えている。すなわち、①華美ではないが、破れていない清潔な衣服を着ることができる(衣)、②贅沢ではないが、十分な量及び栄養価のある3度の食事を摂ることができ、その内1食には動物性たんぱく質が含まれている(食)、③豪華ではないが、すきま風や雨漏りのない安全な住居に住むことができる(住)の3つが実現されて、その後で借金の返済を検討すべきなのである。

多重債務者の中には、返済に必死になるがために、 食事も摂らずに金策にかけずり回ったり、ホームレス になってしまう方もいる。

しかし、借金をしたからといって自らの生活をそこまで犠牲にする必要はなく、ましてや、責任を感じて 死ぬ必要など、あるはずがない。そのことを相談においては十分説明し、多重債務の先にある悲劇、家庭崩壊、自殺、犯罪、ホームレス化などを防止することが 肝要である。

活動紹介

はまだ市民総合法律事務所

平成 17 年 1 月、田上弁護士は、浜田市を「弁護士ゼロワン地域 (注1)」から脱却させるため、県内で3番目、浜田市内で2番目の公設事務所 (注2)『浜田ひまわり基金法律事務所』を開設し、多くの多重債務者の債務整理事件を処理してきました。公設事務所の任期満了後も、同弁護士は、浜田市での活動継続の必要性を感じ当地に定着することを選択、平成19年11月、事務所の名称を『はまだ市民総合法律事務所』に改め、地域における多重債務者の救済など弁護士活動に取り組んでいます。

- (注 1) 地方裁判所支部の管轄区域のうち、弁護士が全くいないか、一人しかいない地域のこと。
- (注2) 弁護士過疎解消のために、日本弁護士連合会(日弁連) や地元弁護士会、弁護士会連合会からの支援(日弁連ひ まわり基金からの経済的支援や支援委員会による支援 等)を受けて運営される法律事務所。公設事務所により 異なるが、2年ないし3年の任期が設けられている。(日 弁連ホームページより)

多重債務、悪質商法、不当な商品先物取引など消費者 問題や養育費請求に関することでお悩みの方の相談料 は、原則無料です(ただし、1回の相談は30分)。くわし くは、こちらへ直接お問い合わせください。

はまだ市民総合法律事務所

#護士 田上 尚志(たのうえ たかし) 〒697-0026 浜田市田町 1655 朝日堂ビル 301号 TEL 0855-24-1605 FAX 0855-23-2993 http://www.geocities.jp/tdfug7/hamadahimawari

こ家族おそろいでおこしください。

め る

(〇八五二) 二二一六〇五

€60周年

人権意識



1958 年、東京生まれ。早稲田大学政治経済学 部政治学科を卒業後、1982年から 1987年まで、 神奈川新聞社で社会部記者として勤務。以降、 フリーライターとして活動。2007 年<mark>より、</mark>獨 協大学経済学部経済学科特任教授も務める。 1995年、菊池寛賞受賞。著書に、『証言 10代-もっと言いたい!私たちのこと』(NHK 出版)、 『救世主の野望―オウム真理教を追って』(教 育史料出版会)、『坂本弁護士一家拉致・<mark>殺害</mark> 事件』(文藝春秋社)、『冤罪の構図』(新<mark>風舎)、</mark> 『父と娘の肖像』(小学館) など多数刊行。現在、 テレビ朝日『やじうまプラス』、日本テレビ 『ウェークアップ!ぷらす』、TBS<mark>テレビ『サ</mark> ンデーモーニング』などに出演。<mark>また、「サン</mark> デー毎日」で時事エッセイ『千思<mark>万考』、熊本</mark> 日日新聞にコラム『江川紹子の視界良好』な ど連載中.

13:00-14:30

「混迷の時代を生きる"命の重さ ~私の取材ノートから~

ジャーナリスト

川紹子氏/えがわしょうこ

平成20年

10:00-16:00

邑南町健康センタ 「元気館」



くわしい内容については下記のホームページをご覧ください。 http://www.pref.shimane.lg.jp/jinkenkeihatsu/event/fesuta.html

権相談窓口をご存じですか?

人権啓発推進センターでは、県民の暮らしの中で起きるさ まざまな問題について、安心して相談していただける窓口 を設けています。



(電話·面談)

月~金曜日 8:30~17:15

(土曜・日曜・祝日・12月29日から1月3日まではお休みです)



電話·面談·手紙·Eメール



(松江)TEL 0852-22-7701 (浜田)TEL 0855-29-5530



センターのホームページからアクセスしてください ホームページ

http://www.pref.shimane.lg.jp/jinkenkeihatsu/

■人権啓発推進センターのご案内

.権啓発 推進センタ-**T690-8501** 松江市殿町1

(県庁第2分庁舎1F)



西部人権啓発 推進センター

〒697-0041 浜田市片庭町254 (合同庁舎1F)

